

## 愛知県雇用対策協定

愛知県の「産業力」、「人財力」、「地域力」をより一段と高め、「日本一元気な愛知」をつくるためには、愛知県及び厚生労働省愛知労働局（以下「愛知労働局」という。）がより一層連携して、雇用の拡大、人材の育成、雇用環境の整備などを通じて、県民が安心して働き、いきいきと活躍できるような取組を推進していくことが重要である。

このため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号）の一部施行（雇用対策法部分）を踏まえ、愛知県知事及び愛知労働局長は、以下のとおり「愛知県雇用対策協定（以下「協定」という。）」を締結し、より一層連携を強化して雇用対策を推進していくこととする。

### （目的等）

第 1 条 この協定は、雇用対策法第 31 条及び雇用対策法施行規則第 13 条の 3 に基づく協定であり、愛知県と愛知労働局がより一層連携・協働して、「産業人材の育成・確保」、「若者・女性・高齢者・障がい者等の活躍促進」、「ワーク・ライフ・バランス、働き方改革」等の取組を推進することを目的とする。

### （事業内容等）

第 2 条 愛知県及び愛知労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組及び実施方法等を事業計画として毎年度定めるものとする。  
2 前項の事業計画に係る事項は、愛知県及び愛知労働局で組織する連携会議で定めるものとする。

### （要請等）

第 3 条 愛知県知事及び愛知労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。  
2 愛知県知事及び愛知労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

### （情報共有）

第 4 条 愛知県及び愛知労働局が各々保有し、この協定に基づく雇用対策を一体的に実施するに当たり必要となる情報については、愛知県及び愛知労働局間において共有することとし、その具体的な範囲を含む管理及び取扱規程については、別途定める。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、愛知県及び愛知労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、愛知県及び愛知労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、愛知県知事及び愛知労働局長が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年8月22日

愛知県知事

大村秀章

愛知労働局長

木暮康二